

○本庄市パブリックコメント実施要綱

平成18年3月20日

告示第238号

改正 平成18年12月15日告示第451号の2

平成19年10月1日告示第222号の2

平成26年12月12日告示第411号

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントに関して必要な事項を定めることにより、市の政策等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市民の市政への積極的な参画を促進し、もって市民との協働による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）を策定する過程において、事前にその案その他必要な事項を市民に広く公表し、これらについて市民から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を求め、提出された意見等の概要及びその意見に対する市の考え方を公表し、市民の意見等を政策等に反映させる一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- (3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内の学校に在学する者
- (5) 市税の納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの

3 この要綱において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市長
- (2) 教育委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 公平委員会
- (5) 監査委員
- (6) 農業委員会
- (7) 固定資産評価審査委員会

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる政策等の策定とは、次に掲げるものとする。

- (1) 市の総合的な構想、計画又はその他市の基本的な方針、計画の策定又は変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (4) その他実施機関がパブリックコメントを適用することが必要と認めるもの

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメントを適用しない。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 地方税及び保険料の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの

(案の公表)

第5条 実施機関は、政策等の策定に当たっては、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案（以下「案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するものとする。

- (1) 案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 案に係る市の考え方及び論点
- (3) 市民が案を理解するために必要な参考資料

3 案の公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、市のホームページ等に掲載その他実施機関が定める方法により行うものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、前条の案の公表の日から30日以上の間を設けて、その期間内に市民から当該案に対する意見等の提出を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便
- (3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする市民は、住所、氏名、連絡先その他市民であることを示す事項を明らかにしなければならない。

(意見等の反映)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等について、政策の立案への反映に努めなければならない。

(意見等の公表)

第8条 実施機関は、政策等の策定的意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号）第7条に規定する非公開情報に該当するものを除く。

(1) 提出された意見等

(2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方

(3) 案を修正したときは、当該修正の内容

2 前項の公表において、政策等の策定に直接関わりのないものについては、その事項を省略することができる。

3 第1項に規定する公表については、第5条第3項の規定を準用する。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリックコメントを行っている案件の一覧表を作成し、公表については、第5条第3項の規定を準用する。

2 前項の案件の一覧には、案件名、案の公表日、意見締切日、問合せ先を記載するものとする。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日告示第451号の2）

この告示は、平成18年12月15日から施行する。

附 則（平成19年10月1日告示第222号の2）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成26年12月12日告示第411号）

この告示は、公示の日から施行する。